

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

- 環境影響評価準備書の作成及び縦覧並びに説明会の開催(七〇六・環境整備課)
- 地域森林計画の樹立の予定(七〇七・森林環境対策室)
- 地域森林計画の変更の予定(七〇八・森林環境対策室)
- 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(七〇九・商工業振興課)
- 大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(七二〇・七二一・商工業振興課)
- 公共測量実施の通知(七二二・建設管理課)
- 道路の供用開始(七二三・七二四・道路環境課)
- 建築基準法による道路位置の指定(七二五・山本建設事務所)

公告

- 第三十一回採石業務管理者試験の合格者(資源エネルギー課)
- 市町村営土地改良事業の施行の同意(由利総合農林事務所)
- 特定調達に係る一般競争入札の実施(管財課)二件
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)
- 選挙管理委員会告示
- 秋田県選挙管理委員及び補充員の就任(八三三)
- 秋田県選挙管理委員会委員長の出及び委員長職務代理者の指定(八四四)

告示

秋田県告示第七百六号

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第十四条第一項の規定により、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成したので、同法第十六条の規定に基

つき、次のとおり公告し、当該準備書を縦覧に供する。
 なお、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、知事に意見を提出することができる。
 また、同法第十七条第二項の規定に基づき、準備書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

平成十四年十月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 秋田県

代表者の氏名 秋田県知事 寺田典城

(三)(二)(一) 主たる事務所の所在地 秋田市山王四丁目一番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模

(二)(一) 名称 秋田県環境保全センターD区処分場整備事業

種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置

(三) 規模(埋立処分用の用に供される場所の面積) 約三十・二ヘクタール

三 対象事業が実施されるべき区域

仙北郡協和町上淀川字雨池沢地内

四 関係地域の範囲

河辺郡河辺町及び雄和町並びに仙北郡協和町

五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

(一) 縦覧場所

(1) 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県生活環境文化部環境整備課

(2) 仙北郡協和町上淀川字雨池沢四十五番地 秋田県環境保全センター

(3) 河辺郡河辺町和田字北条ヶ崎三十八番地二 河辺町町民生活課

(4) 河辺郡雄和町妙法字上大部四十八番地一 雄和町町民生活課

(5) 仙北郡協和町境字野田四番地 協和町町民生活課

(二) 縦覧期間 平成十四年十月二十五日から同年十一月二十五日まで(ただし、秋田県の休日を含め、)

(三) 縦覧時間 午前九時から午後四時まで

六 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(一) 提出期限 平成十四年十二月九日

(二) 提出先 秋田県知事(秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する

(三) 縦覧時間 午前九時から午後四時まで

六 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(一) 提出期限 平成十四年十二月九日

(三)(二) 提出先 五の縦覧場所に同じ。
意見書の提出に必要な事項

意見書の様式は、随意のものとし、意見書には次に掲げる事項を日本語により記載すること。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3)(2) 意見書の提出の対象である準備書の名称
準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

七 説明会の開催を予定する日時及び場所
(二)(一) 日時 平成十四年十一月七日午後六時から
場所 仙北郡協和町船岡字大袋一番地七 協和町民センター「和ピア」

秋田県告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、米代川地域森林計画をたてるので、同法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。
平成十四年十月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類

米代川森林計画区 米代川地域森林計画書の案及び森林計画図の案

二 縦覧期間 平成十四年十月二十五日から平成十四年十一月二十三日まで

三 縦覧場所 農林水産部森林環境対策室及び各総合農林事務所林務課

秋田県告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、雄物川地域森林計画及び子吉川地域森林計画を変更するので、同法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。
平成十四年十月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類

(二)(一) 雄物川森林計画区 雄物川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案

子吉川森林計画区 子吉川地域森林計画変更計画書の案及び森林計画図の案

二 縦覧期間 平成十四年十月二十五日から平成十四年十一月二十三日まで

三 縦覧場所 農林水産部森林環境対策室及び各総合農林事務所林務課

秋田県告示第七百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十四年十月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

シヨッピングセンター新湯沢

湯沢市材万石二百四十二外

二 湯沢市長の意見

意見なし

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

湯沢市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年十月二十五日から同年十一月二十五日まで

秋田県告示第七百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十四年十月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

釈迦内シヨッピングセンター

大館市釈迦内字稲荷山下二百九十四番地外

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年十月十五日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大館市役所 商工課

(二) 縦覧期間

平成十四年十月二十五日から同年十一月二十五日まで

秋田県告示第七百一十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同條第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
平成十四年十月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

茨島ショッピングセンター

秋田市茨島四丁目三百八十一番二外

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年十月十五日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年十月二十五日から同年十一月二十五日まで

秋田県告示第七百一十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九條において準用する同法第十四條第一項の規定により、次のとおり六郷町長から公共測量実施の通知があったので、同法第三十九條において準用する同法第十四條第三項の規定に基づき、公示する。
平成十四年十月二十五日

一 作業の種類

秋田県知事 寺田典城

公共測量(ほ場整備地形図作成)

二 作業を行う地域

仙北郡六郷町

三 作業を行う期間

平成十四年九月二十六日から平成十五年三月七日まで

秋田県告示第七百一十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八條第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年十月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	雄和岩城線	由利郡岩城町内道川字観首下四六番一地先から字中道六八番一まで

二 供用開始の期日 平成十四年十月二十五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十四年十月二十五日から同年十一月七日まで

秋田県告示第七百一十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八條第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十四年十月二十五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	雄和岩城線	由利郡岩城町内道川字馬場四三番一地先から字川向四四番一まで

- 二 供用開始の期日 平成十四年十月二十五日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年十月二十五日から同年十一月七日まで

秋田県告示第七百十五号

- 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
 平成十四年十月二十五日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 能代市字高埴五十八番地四 株式会社柴田建築 代表取締役 柴田義金	道路の位置の指定箇所 能代市落合字上谷地四十八番四	道路の延長 十七・〇二メートル	道路の幅員 六・〇〇メートル	指定年月日 平成十四年十月十六日
--	------------------------------	--------------------	-------------------	---------------------

公 告

平成十四年十月十一日に実施した第三十一回採石業務管理者試験の結果、次の者が合格したので公告する。
平成十四年十月二十五日

受験番号	氏名	受験番号	氏名
一	富岡 一郎	四	伊藤 登
二	藤原 良	一四	渡辺 裕
二三	田村 英則	二七	庄内 豊志
二九	菅原 秀明	三一	高橋 昇三
三二	竹中 万人	三五	桜庭 一也
三七	三浦 進	三九	能登 章子
四四	阿部 憲典		

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、東由利町から協議があった土地改良事業（東由利地区中山間地域総合整備事業）の施行について、平成十四年四月十九日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十月二十五日

秋田県知事 寺田典城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年十月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
ギガビットイーサ系ネットワーク機器 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
 - (三) 入札説明書及び仕様書による。
 - (四) 納入期限
平成十四年十二月二十四日（火）
 - (五) 納入場所
秋田県立大学事務局総務課及び本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- 三 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月二十五日(金)から同年十一月十八日(月)までの期間、随時交付する。
- (三) 入札及び開札の日時及び場所
平成十四年十一月二十一日(木) 午後一時十分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
平成十四年十一月二十一日(木) 午後一時五分 (一)に掲げる場所
- (五) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 四 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を免除される者
次のア又はイの書類を平成十四年十一月十九日(火)午後三時まで(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完

- 全な説明をしなければならぬ。
- ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するもの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類
- イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (4) 契約保証金の納付を免除される者
- (3) アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
- (三) 提出書類等
- 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (四) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
- (五) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (七)(六) 契約書作成の要否 要
その他
詳細は、入札説明書による。
- 五 概要
- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased: Gigabit Ethernet Network Equipment bay 1 set
- 2 Time-limit of tender: 1:10 P.M. 21 November, 2002
- 3 Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年十月二十五日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量
A T M系ネットワーク機器 一式
- (二) 購入物品の様態等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成十五年一月十日(金)
- (四) 納入場所
秋田県立大学事務局総務課及び本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
- (三) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月二十五日(金)から同年十一月十八日(月)までの期間、随時交付する。
- (四) 入札及び開札の日時及び場所
平成十四年十一月二十一日(木) 午後一時二十分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (五) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
平成十四年十一月二十一日(木) 午後一時十五分 (一)に掲げる場所
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 四 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金

- 入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならぬ。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならぬ。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を免除される者
次のア又はイの書類を平成十四年十一月十九日(火)午後三時まで(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。
- ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類
- イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (4) 契約保証金の納付を免除される者
(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
- (三) 提出書類等
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (四) 入札の無効
規則第六十六条に規定するところによる。
- (五) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (七)(六) 契約書作成の要否 要
その他
- 五 概要
詳細は、入札説明書による。
- Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Asynchronous Transfer Mode Network Equipment bay 1 set
- 2 Time-limit of tender : 1:20 P.M. 21 November, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年十月二十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
多機能心電計 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十五年一月三十一日(金)
 - (四) 納入場所
秋田県心身障害者コロニー診療所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
- (二) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十月二十五日(金)から同年十一月五日(火)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年十一月七日(木)午後一時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室

- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定することによる。
- 六 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十三号
任期満了による秋田県選挙管理委員及び補充員の選挙結果、次の者が就任したので、秋田県選挙管理委員会規程(昭和二十八年秋選管告示第五十四号)第五条の規定により告示する。
平成十四年十月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙管理委員

- 秋田市泉中央四丁目二十一番二十号 加藤 堯
- 秋田市大町四丁目三番四十四号 田中 伸一
- 秋田市山王六丁目十九番十号 小野 康雄
- 能代市臈淵字一本柳百九番地二 鷲尾 絢

補充員

湯沢市清水町四丁目七番三十四号
 秋田市大住二丁目十一番十八号
 南秋田郡飯田川町飯塚字飯塚二十一番地
 横手市下境字庚塚五十五番地

松谷 弘市
 武田 良輔
 小玉 喜久子
 高橋 つね子

秋選管告示第八十四号

次のとおり秋田県選挙管理委員会の委員長が選出され、及び委員長の職務代理者が指定されたので、秋田県選挙管理委員会規程（昭和二十八年秋選管告示第五十四号）第五条の規定により、告示する。

平成十四年十月二十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

委員長

秋田市泉中央四丁目二十一番二十号

加藤 堯

委員長の職務代理者

秋田市山王六丁目十九番十号

小野 康雄

発行者 秋田県

購読料金 一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社松原印刷社
 電話(862)八七六六
 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubaranatsusha.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原 繁雄

